



2023
あなたの家を
空き家に
しないために

「家」と くらしの 未来

「家」とくらしの未来

2023 あなたの家を空き家にしないために



東京都行政書士会
空家対策特別委員会



東京都行政書士会
空家対策特別委員会

「空き家対策」広報誌の 発刊にあたって

東京都行政書士会では、平成28年4月に空家対策特別委員会を設置し、同委員会と市民相談センターが協力し、毎日一般都民から電話による無料相談を開始しました。

その後、同年6月に東京都と「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結し、対応してまいりました。さらに、平成30年度には、東京都の

「空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定され、空き家に関するセミナー・フォーラムの開催、相談会の実施等、実績が評価され、令和5年度も選定されました。

さらに、令和3年度からは、同委員会において、空き家問題相談員制度を創設し、「空き家問題は行政書士に相談しよう」という気運がより一層高まってまいりました。

空き家問題は様々な課題を包含する複合問題であり、例えば、空き家において事業を営んでいる場合には、許認可申請、届出、事業承継など、様々な行政書士業務が関係してまいります。

この問題解決のためには、空き家問題相談員をはじめ、それぞれの専門分野の先生方の連携が必要となります。私たち行政書士がコーディネーター役となり、解決させていただくことを目指しております。

この度、空き家問題に最適な本誌が改訂・発刊されるにあたり、空き家対策担当田崎副会長、津田委員長、河口副委員長をはじめ、空家対策特別委員会の役員の皆様、そして本誌発刊にご協力いただきました皆様のご尽力に心から感謝申し上げ、発刊の言葉といたします。

令和5年10月

東京都行政書士会
会長 宮本 重則

目次

■ ご挨拶

東京都行政書士会会长 宮本 重則 01

■ 施行後8年を経過した空家法と2023年改正

上智大学法学部教授 北村 喜宣 03 ~ 07

■ 空き家対策と住宅市場の未来

大阪経済法科大学経済学部教授 米山 秀隆 08 ~ 12

■ 空き家をめぐるケーススタディ

困難事例から解決に向けてのポイント紹介

東京都行政書士会空家対策特別委員会委員 13 ~ 40

■ 空き家にしない効果的な事前対策

東京都行政書士会空家対策特別委員会委員長 津田 陽一 41 ~ 42

■ 行政書士はあなたの街の法律家 43 ~ 44

■ 空き家対策広報誌『家』とくらしの未来 改定にあたって

東京都行政書士会副会長 田崎 敏男 45

施行後8年を経過した空家法と2023年改正

上智大学法学部教授 北村 喜宣

① 2010～2014年の自治体状況

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)は、2014年11月に、議員提案の法律として成立した。多くの法律が内閣提出によっているにもかかわらず、なぜ空家法は議員提案だったのだろうか。

空家法以前には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、多くの空き家対策条例が制定されていた。空き家条例ブームといえるような勢いであったが、そのきっかけとなったのは、2010年7月の所沢市条例の制定であった。日本初の空き家対策単独条例である。

空き家といえども建築物である。建築物に関する行政を所管するものは国土交通省であるが、同省は「新たな法律などは不要」という立場であった。というのも、すでにある建築基準法のもとでの命令制度および代執行制度を使えば、老朽危険空き家の除却は可能だったからである。

しかし、現実はそうはいかなかつた。建築基準法の権限は、特定行

政庁という組織を持つ都道府県や市区に与えられている。ところが、担当者は、この行使にきわめて後ろ向きだった。そこで、対応に迫られていた市町村は、独自に空き家条例を制定するほかなかったのである。

2009年夏には、「6軒に1軒が空き家」という住宅・土地統計調査の結果が公表されていた。そこに、空き家対策に特化した所沢市条例が制定されたため、一気に「空き家条例ブーム」が発生する。

こうしたなかで、「法律が必要ではないか」という声があがったが、建築基準法で対応可能と考える国土交通省は消極的だった。そこで、法律による対応の必要性を感じた自治体が国会議員に働きかけ、法案をまとめさせた。空家法には、こんな前史がある。

② 空家法の仕組み

空家法の仕組みは単純である。概ね1年以上使用がない建築物と

その敷地を「空家等」とする。そのなかで、著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるものなどを「特定空家等」とする。そして、特定空家等に関して、適切な措置を求めるのである。

特定空家等には、所有者等がわかっている場合とそうでない場合がある。わかっている場合には、「助言・指導⇒勧告⇒命令」という措置が段階的になされる。求められるのは、大半が「除却」である。特定空家等になるような建築物は、もはや

「V字回復」ができない状態のものがほとんどだからである。命令されても履行されない場合、危険な状態が放置される。そこで、空家法は、緩和代執行といって、命令内容を行政が代わって実施することを可能にしている。要するに、行政が解体業者に委託して除却してもらい、要した費用を、命令をした所有者等に請求するのである。

所有者等判明事案ばかりではない。何しろ長年放置されていた空き家である。住民票や戸籍などを使って調べてはみるものの、どうしても所有者等がみつからないこともある。その場合には、「助言・指導⇒勧告⇒命令」をする対象がない。しかし、危険度においては、所有者等がわかっている事案と異ならない。

そこで、空家法は、こうした場合、略式代執行といって、行政がいきなり除却の代執行ができると規定した。

③ 施行の状況

国土交通省と総務省は、毎年、空家法の実施状況の調査をして、その結果を公表している。「国土交通省+空家法」で、ネット検索してみよう。最新(といってもやや古いが)の情報は、2022年3月31日現在のものである。

空家法の実施が義務づけられているのは、市町村である。792市・743町・183村と23区であるから、全国には1,741の空家法行政がある。空家法が施行された2015年5月以降、約7年の実績は、次ページ(P05)の通りである。

この数字が多いのか少ないのか、にわかに判断は難しい。一番右の「合計」のカッコ内の数字が、それぞれの措置を経験した自治体の数である。たとえば、空家法14条1項にもとづく助言・指導なら、773市町村において実績がある。もっとも、分母は1,741であるから、44.4%である。この割合は、増加中ではある。

それでは、残りの市町村には、著しく保安上危険となるおそれなどのある空き家はないのだろうか。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
助言・指導 (14条1項)	2,078 (119)	3,077 (204)	3,852 (269)	4,584 (321)	5,349 (135)	5,762 (396)	6,083 (442)	30,785 (773)
勧告 (14条2項)	59 (23)	206 (74)	298 (91)	379 (104)	442 (135)	473 (149)	525 (156)	2,382 (376)
命令 (14条3項)	5 (4)	19 (16)	40 (28)	39 (20)	42 (33)	65 (46)	84 (61)	294 (153)
緩和代執行 (14条9項)	2 (2)	10 (10)	12 (12)	18 (14)	28 (25)	23 (21)	47 (43)	140 (103)
略式代執行 (14条10項)	8 (8)	27 (23)	40 (33)	50 (45)	69 (56)	66 (54)	82 (72)	342 (206)

[出典] 国土交通省・総務省資料より筆者作成。

[註] 合計カッコ内の数字は、各措置をした市町村数であるため、各年度の数字の合計値ではない。

特定空家等が「ゼロ」というところも多いから、数字の上ではそのようにいえる。しかし、現実には、そうした対象物があっても、行政の予算や人員の不足のため、空家法を実施できないでいる市町村が少なからずある。社会貢献としての専門家のサポートが求められるところである。

特徴的なのは、上部の表の右下2つである。緩和代執行が103市町村で140件、略式代執行が206市町村で342件となっている。全体からみれば、「少ない」と思われるかもしれない。しかし、「代執行などまずやらない」というのが通常の行政である点を考えれば、この数字は「驚異的」である。除却代執行には、塀の撤去から鉄筋コンクリート建築物の解体までいろいろな事案がある。実施した自治体の人口をみると、4件の緩和代執行をした秋田県上小阿仁村は、約2,700人である。事業

規模でいえば、アスベスト建材使用の3階建てマンションを解体した滋賀県野洲市は、約1.8億円を要した。それぞれにおいて、著しく保安上危険な状態を解消して「地域住民の生命、健康又は財産を保護する」という空家法1条に規定される目的の実現が目指されている。

④ 担当行政の姿勢が示唆すること

私は、空家法実施の全国調査をしている。アンケート回答票を分析していると、市町村でそれを担当する行政の実情がみえてくる。

空家法のもとで具体的な対応をしようとすれば、特定空家等に認定する必要がある。そこで、空家法担当者に対して、「特定空家等の認定をすれば空家法を適用せざるをえないからなるべく認定は避けたい。」という認識についてどう考えるかという質問回答状況は、以下

1. 大いにそう考える	2. 一定程度はそう考える	3. どちらともいえない	4. どちらかといえばそう考えない	5. まったくそう考えない	合計
12	84	82	43	39	260
4.80%	33.6%	32.8%	17.2%	15.6%	100.0%

の通りである。

「3」については、「本当は2だけど、それを選択するのはカッコ悪い」という組織判断が反映しているものがあると推測される。先に、空家法にもとづく助言・指導であっても、その実績は全体の3分の1の市町村にしかないと確認した。半分以上が「引いている」のではないか。それぞれに異なるだろうが、空家法を使わない事情はいろいろなようである。

そうした状況は、空家法に照らせば「不適切」と評価されるかもしれない。空家法は、1,741の市町村すべてに対して事務の実施を義務づけているからである。しかし、考えてみれば、空き家対策のようなきわめて地域特性の強い政策課題について、国が法律によって「突撃！」と命令をするのが適切であるとも思われない。法律を制定するとしても、それを実施するかどうかは、住民との議論を踏まえたうえで、市町村が条例で決定できるとすればよかつたのである。

⑤ 空家法の2023年改正

2015年5月から施行された空家法については、市町村の実施経験を通して、様々な課題が認識されていた。その一部については、基本的指針やガイドラインの改正で対応してきたが、なお不十分なところもあった。そこで、空家法は、2023年6月に改正された。16か条であったものが30か条になったのであり、大改正といえる。

改正前の空家法は、著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等への対応を中心としたものであった。積極的な行政代執行の実施によって、その成果は一定程度発揮されたといえる。ところが、それだけであれば、新たに特定空家等になる空家等の存在を未然防止することはできない。そこで、空家等の利活用を促進するための措置が盛り込まれたのである。内容のいくつかを、簡単に紹介しよう。

第1は、空家等活用促進区域制度である。これを空家等対策計画のなかで規定することにより、その

区域内にある空家等に関して、建築基準法の規制緩和がされ、改正前であれば4m未満の道路にしか接していないために再建築ができなかつたものを、一定の安全条件をクリアすることで建築可能とした。また、住居という用途にしか使えなかつた第一種低層住居専用地域内の土地に立つ空家等について、旅館業や飲食業といった用途にも活用が可能にする道が開けた。

第2は、管理不全空家等制度である。改正前において、市町村がアプローチできるのは、特定空家等であった。これに対して、改正法は、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を管理不全空家等として把握し、市町村長が指導や勧告ができるようにした。勧告については、特定空家等に対する場合と同じく、対応されないままに1月1日を迎えると住宅用地特例制度が適用除外される。一般的には、固定資産税が約4倍になるため、まだそれほど状態が悪くない管理不全空家等の利活用が進むと期待されている。

第3は、空家等管理活用支援法人制度である。これまでも、市町村は、行政書士会などの専門団体やNPOと個別に協定や契約を締結して、空家法を実施してきた。

改正法は、こうした団体を支援法人として指定することにより、その活動に対して国の補助をするようしている。

改正法は、2023年12月までに施行される。市町村がどのように空家法を実施するのかは、空家等対策計画のなかで規定されている。この計画の計画期間は、5年とするところが多い。今回の法改正を受けて、その期間満了を待つことなく計画を改定することはないだろう。次回の改定を念頭に、改正法が規定した上記事項に対する市町村の方針が住民に提案されるはずである。その過程では、ワークショップやパブリックコメントもされるだろう。住民としては、これらに積極的に参画して、「空家等を生かしたまちづくり」を進めるようしたいものである。

上智大学法学部教授 北村 喜宣

専門は、環境法、行政法。地方自治体のコンサルティング実践を進める。主な単著として、『空家問題解決を進める政策法務』(第一法規、2022年)、『空き家問題解決のための政策法務』(第一法規、2018年)、『環境法〔第6版〕』(弘文堂、2023年)、『自治体環境行政法〔第9版〕』(第一法規、2021年)がある。

空き家対策と住宅市場の未来

大阪経済法科大学経済学部教授 米山 秀隆

● 今後も増え続ける空き家

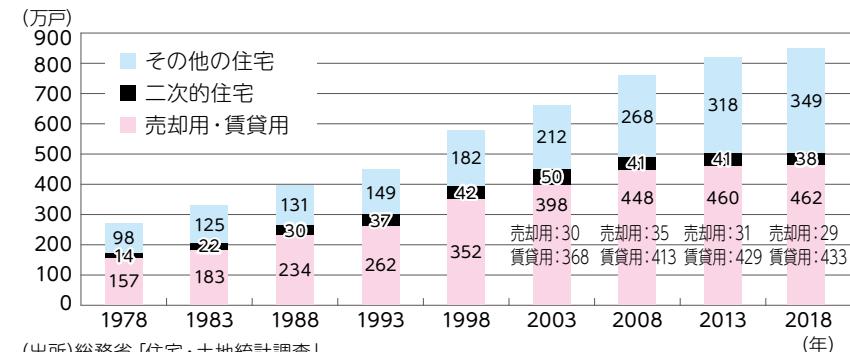
日本の空き家は戦後一貫して増加を続け、2018年時点では849万戸(図表1)、空き家率は13.6%に達した。空き家率の国際比較は、統計上の空き家の定義の違いにより厳密には難しいが、筆者の研究グループが行った調査では、イギリスやドイツ、フランスでは2~8%程度であった(図表2)。日本の空き家率は上昇し続けてきたのに対し、欧米先進国の空き家率は、景気の良し悪しなどによって循環的に上下に変動しているに過ぎない。もちろん、どの国でも衰退地域で空き家率が上昇する例はあるが、日本のように全国的に

空き家が増えている例はない。

日本の空き家率は、先行きも上昇を続けていく可能性が高い。都道府県別に、高齢化率と問題空き家(総務省「住宅・土地統計調査」のその他空き家)の全住宅に対する比率との関係を見ると、高齢化率が高いほど問題空き家の比率が高い(図表3)。今後、高齢化率が高まっていくにつれ、問題空き家の比率が上昇していくことは確実である。

こうした日本と欧米における空き家事情の違いの背景には、次のような点がある。まず、欧米のまちづくりでは総じて、市街地とそれ以外の線引きが明確で、どこでも住宅を建てるというわけではない。そして、

図表1 空き家数の推移



建てられる区域の中で、長持ちする住宅を建てて長く使い継いでおり、購入するのは普通、中古住宅である。欧米の住宅市場では、全住宅取引のうち中古の割合が70～90%程度を占めるのに対し、日本ではその比率は14.5%（2018年）に過ぎない。

また、日本の住宅寿命は短く、取り壊された住宅が取り壊された時

点で何年経過していたか（滅失住宅の平均築後経過年数）を見ると、日本の38.2年に対し、アメリカ55.9年、イギリス73.2年となっている（図表2）。

日本では、戦後、高度成長期の住宅不足に対応するためまち（市街地）を広げ、新築を大量に造ってきたが、一転して人口、世帯が減少に

向かうようになると、条件の悪い地域から引き継ぎ手がなく、空き家が増えるようになっている。従来は短期間で建て替えることが前提で住宅寿命が長くなく、使うに使えないという事情もある。空き家を増やさない根本策としては、広がりすぎた市街地を縮減するとともに、新築を減らし中古市場を拡充していくことが必須である。

● 空き家利活用の取り組み

空き家の利活用については、人口減少で悩む地方の自治体などが、早くから空き家バンクの設置を中心に進めてきた。空き家バンクとは、自治体が空き家の登録を募り、ウェブ上で物件情報を公開するなどして、購入者や賃借人を探すというものである。空き家バンクを設けている自治体は、全国で8割を超えている。

しかし、空き家バンクの成約実績は自治体によって差が大きい。2015～17年度の成約件数を見ると、成約件数が0件という空き家バンクが毎年2～3割に達していた（移住・交流推進機構調べ）。その後の2020～22年度の調査でも、毎年2割近くの自治体が成約件数0件、3割超の自治体が成約件数1～5件となっており（LIFULL調べ、2023年）、空き家バンクを設置したものの、開

店休業状態ないし低調な利用に留まっているものが半数を超えていることを示している。

こうした中で、実績が出ている空き家バンクは、所有者による自発的な登録を待つだけではなく、不動産業者やNPO、地域の協力員などと連携して、積極的に物件情報を収集している。さらに、空き家バンクを見て問い合わせがあった場合、物件案内はもちろんのこと、生活面や仕事面など様々な相談にも応じたり、先に移住した人と引き合わせたりするなどきめ細かな対応をしている。自治体職員だけでは対応しきれないと、NPOや住民とも連携をしている。空き家バンクの成約件数が最も多い自治体は長野県佐久市で、2008年度のスタートからこれまでの成約件数は500件以上にのぼる。

空き家は地域のコミュニティスペースなどに改修して利用するケースも多い。しかし問題は、こうしたスペースに対する需要は限られ、活用策としては限定的にならざるを得ないことである。本来は、いったん建てられた住宅は、子どもなどが引き継がない場合は、中古住宅として市場に流通させ、住宅として再利用されることが望ましい。

これについては、戸建ての空き家を手放したいという人が増えたこ

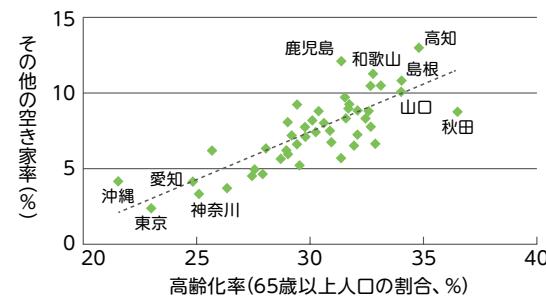
図表2 各国の空き家率と空き家対策

	人口動態	空き家率			滅失住宅平均築後経過年数	中古比率	空き家対策①：個別対策	空き家対策②：エリア再生策
		全体	二次的住宅除く	その他				
日本	減少	13.6% (2018)	13.0%	5.6%	38.2年 (2018)	14.5% (2018)	問題空き家の除却（空き家法）、使える空き家利活用（空き家バンク）	コンパクトシティ政策との連動
アメリカ	増加	12.7% (2017)		5.4%	55.9年 (2019)	79.3% (2021)	-	ランドバンク、コミュニティランドトラスト
ドイツ	近年増加		4.4% (2011)		-	-	維持管理は義務、修繕・近代化命令、取り壊し命令	都市改造、社会都市
フランス	増加		8.3% (2016)		-	75.0% (2021)	空き家課税（空き家を市場に戻す）ほか	空き家リサイクル、1ユーロ住宅
イギリス	増加		2.2% (2016)		73.2年 (2020)	91.4% (2021)	空き家課税（空き家を市場に戻す）ほか	1ポンド住宅
韓国	減少へ	6.7% (2016)			-	-	問題空き家の除却	密集地の整備事業

（出所）米山秀隆編著『世界の空き家対策』学芸出版社、国土交通省資料により作成

（注）空き家で「その他」に分類されるものについては、図表3参照

図表3 高齢化率とその他の空き家率（2018年）



（出所）総務省「住宅・土地統計調査」、「人口推計」

（注）その他の空き家とは、空き家のうち、売却用、賃貸用、二次的住宅以外の空き家。例えば、相続後に住まず、放置しているようなもので、他の区分と比べ管理が不十分になりがちと考えられる。

図表4 流山市の住み替え支援制度



とに目をつけ、地方を中心にそれを買い取ってリフォームして再販するビジネスが活発化している。空き家を数百万円で買い取り、数百万円で改修し、新築の半値以下で再販売するといったビジネスモデルである。

自治体が住宅の循環を支援する例も出ている。千葉県流山市では、市が公表する支援チーム(不動産業者、設計業者、建設業者で一つのチームを組織し、市に登録)に、売却希望者(シニア層など)、購入希望者(子育て層など)がワンストップで相談できる体制を整えた(図表4)。

この仕組みは、市が窓口となることで、ビジネスを支援するものである。地方の自治体が設置する空き家バンクとは異なる、都市型の流通促進策といえ、東京都も類似の仕組みを導入している。

● 面としての空き家対策へ

空き家対策が様々な形で進んでいるのはもちろん望ましいが、その難点は、個別の問題空き家への対処やまだ使える空き家の再生など「点としての対応」に終始していることである。しかし今後は、まちの縮減を図りながら、まちづくり全体の中で空き家問題に対処していくという「面としての対応」を進めていく必要がある。すなわち、空き家対策とコンパクトシティ政策の連動である。

この点で注目されるのが、埼玉県毛呂山町の立地適正化計画(2017年2月策定)である。設定した居住誘導区域への人口誘導目標を設定するとともに、地価と空き家率の目標も設定している。毛呂山町は、本来開発を抑制すべき市街化調整区域内の

開発が進んでまちが郊外に広がり、後追いで都市基盤整備を迫られる一方、空き家率が埼玉県内で一番高くなるなど問題が深刻化していた。この計画により、居住誘導区域外の開発は抑制し、空き家については居住誘導区域内では活用するが、それ以外では除却を進めていく。

広げすぎたまちをたたんでいって、その範囲内で使える空き家は再利用し、また、新築する場合は長持ちするものを造り、そこに住む場合に普通買うのは中古という市場に変えていけば、空き家は増えないことになる。これは、欧米先進国型の住宅市場に変えていくということにほかならない。まちをたたむということに関しては、近年は防災上危険とされるエリアからの撤退も必要と考えられるようになっている。

空き家の除却、再利用を進めていったとしても、住宅市場の構造が変わらないままでは空き家増加に歯止めはかからず、空き家対策はいつまでたってももぐらたたきのようになってしまう。したがって、そもそも空き家が発生しにくい住宅市場に変えていく必要がある。

こうした市場に変わっていくことの意味を、消費者の側からいえば次のようになる。立地や性能的に問題ない住宅が普通になり、住宅を取得

してもいったん取得した物件に縛られることなく、その後の生活の変化に応じて、売りたい時に確実に売れる物件、すなわち価値を保ち続ける物件を取得できるようになる。

一方、所有はするもののそれがゴールではなく、それが次のライフステージに応じた住まいに移るための足がかりとなるよう、所有した物件のその後の市場価値に重きを置くという考え方には消費者が変わっていけば、逆にそれが住宅市場の変化を促していくことになる。

今はまだ難しいが、住宅市場の将来像としては、筆者はこのような姿を描いている。コロナ禍で働き方が多様化する中、住まいに対する考え方も、新築一辺倒ではなく、より多様になっていくことを期待したい。

大阪経済法科大学経済学部教授
米山 秀隆

専門は住宅・土地政策、日本経済。富士通総研等を経て、2020年9月から現職。主な著書に、『捨てられる土地と家』(ウェッジ)、『縮小まちづくり』(時事通信社)、『限界マンション』(日本経済新聞出版社)、『空き家急増の真実』(日本経済新聞出版社)

空き家をめぐる ケーススタディ

「親の家を相続したけれど、老朽化しているから住めない。貸せない。空き家のままで困っている。」また「夫婦で暮らすこの家も、子供たちはそれぞれ独立して持ち家があるから、自分たちが住まなくなったら、空き家になる」という不安を感じている方は、多いと思います。

30代40代の子育て期の思い出がぎっしり詰まった実家も、その後50年経ち相続する頃には、それなりに老朽化しています。

家・土地という不動産は、一家の大きな財産ですが、それをどう有効活用していくか。

「財産を遺すのだから、あとは好きにしてくれ。」という時代ではなくなりました。次の世代にあなたはどんな「家」を伝えますか。

東京都行政書士会は、空き家の発生予防のためのセミナーや講演会活動と共に、現に空き家を相続して、処分や賃貸などの利活用について、お悩みの空き家所有者の相談にのる専門職のワンストップ相談事業者として活動しています。

空き家をめぐる事情は一軒一軒異なります。それぞれの家族の抱える個別事情を汲み取り、各人の思いに寄り添った解決策と空き家のない豊かな地域づくりへの参考となるケースをご紹介します。

CASE 01	空き家を放置すると 地域住民の大迷惑に！	15
CASE 02	祖父から孫への 代襲相続はどうするの？	17
CASE 03	母とその成年後見人の私が 共有している空き家を売却したい。	19
CASE 04	空き家になった賃貸アパートの 相続を「代償分割」により解決！	21
CASE 05	共有名義の家を売却したいが 共有者が売却に反対している。	23
column _01	「デジタル遺品」を考える	24
CASE 06	費用負担少なく、実家を リフォームして賃貸するには？	25
CASE 07	借地上の三軒長屋の1室を相続。 狭小物件でも諦めず解決に。	27
CASE 08	接道要件を満たしていない 空き家を売却できますか？	29
CASE 09	隣地境界が不明な空き家は どうしたらいいの？	30
CASE 10	マンション所有者が施設に入所、 管理費等負担が増えるばかり。	31
column _02	空き家バンクに登録しよう！	33
column _03	外国人と暮らすダイバーシティ 外国人に住まいを貸すときの心構え	34
CASE 11	私一人に実家の空き家管理が！ 母に遺言書を残して欲しいが…。	35
CASE 12	地方に実家がある私。親や家のこと、 空き家予備軍にならないために。	37
column _04	「家」とは誰のものか	39

空き家を放置すると 地域住民の大迷惑に！

相談内容



私は実家で一人暮らしをしています。隣家が空き家になって数年。立木は繁茂し、築年数が40年以上の木造住宅も傾いている様子です。

異常気象が多発している昨今、台風や大雨、地震の時には我が家に被害が及びそうです。

補修や解体の対応を求めて直接空き家の所有者に連絡を取ろうとしましたが、どなたが所有者なのか判然としません。

現状の課題

雑草や立木の繁茂や傾いた家の敷地には、ゴミの放置や野良猫の住み着きが始まり、防犯上も衛生上も心配な状態です。自治会でも地域の景観を損なう状態を問題視しており、相談者と共に役所に相談をしています。

役所からは、所有者を探し出しあけれど所有者の死亡後も名義は死亡者のままで、推定相続人とも連絡がとれなかつたと回答されました。役所では、空き家という私有

財産の管理に関して住民に適正管理を働きかけることのハードルが高いとのことでした。



解決策

空家等対策特別措置法※（以下、特措法という）において、周辺の住環境を守るために衛生上・保安上は放置できないと自治体の長が判断した建物を「特定空家等」といいます。

役所では特定空家化した空き家にに対してのみ、所有者に対する働きかけを行っていることが現状だそうです。相談者や自治会と共に役所に対して、この空き家が特措法の定義する特定空家に該当するか判断するよう、また、該当するならば特措法に基づく、「助言・指導」をしてもらう旨の要望書を提出して働きかけました。

今回は役所で推定相続人を探し出せなかったため、行政書士・司法書士が協力して相続人を探し当てま

した。

役所からは推定相続人に現状を説明し、指導がなされました。

結果、当該空き家の推定相続人は、遺産分割協議を経て空き家の相続が完了したことから、当事者意識が芽生え、空き家の適正管理に積極的になったそうです。

近く、庭木の伐採と空き家の倒壊や屋根の飛散を防ぐ工事が施されるとのことです。所有者は、ご近所へ迷惑が掛からないよう定期的な見回り点検を行う業者との契約を締結されました。

※空家等対策特別措置法
一定条件に該当した空き家を役所が立ち入り調査や指導・勧告・最終的には強制的に解体を代執行できるとした法律（平成26年成立）

解決プロセス

- ① 自治会、地域住民と共に課題を共有。
- ② 役所に対して、特措法の適用を打診。
- ③ 役所からの「助言・指導」。
- ④ 所有者の自発的な問題解消。

提案のポイント

- 迷惑を被っている感情を、いったん脇に置くよう提案。
- 直接所有者にクレームを告げるのではなく行政書士に、まずは相談するよう提案。
- 要望を整理して、自治体に対応を求める。

祖父から孫への 代襲相続はどうするの？



相談内容

私は、父方の祖父名義の土地・建物を管理しています（父は祖父より前に亡くなっています）。この建物をリフォームして余生をこの家で暮らしたいと思っていますが、相続手続きはまだしていません。父の兄弟とは疎遠で、亡くなっている者もいます。将来、私に何かあったときに子供たちに迷惑をかけたくないでの、この際きちんとおきたいです。

現状の課題

亡くなった祖父の相続手続きを行うことが最優先となります。この場合、祖父の相続人全員により遺産分割協議を行い、全員が実印を押印した遺産分割協議書を作成しないと名義変更の登記をすることができません。ここでいう全員とは相続人全員すなわち相談者の父の兄弟姉妹が亡くなっている場合には、その子供が代襲相続人として相続人となります。

したがって相続人の数が増えるわけで、当然に遺産分割協議書に

実印を押印する者も増えることになります。

相続人が増えると人によっていろいろな意見が出てくる可能性もあり、相談者の思うように進まないケースもあります。

「代襲相続」とは？

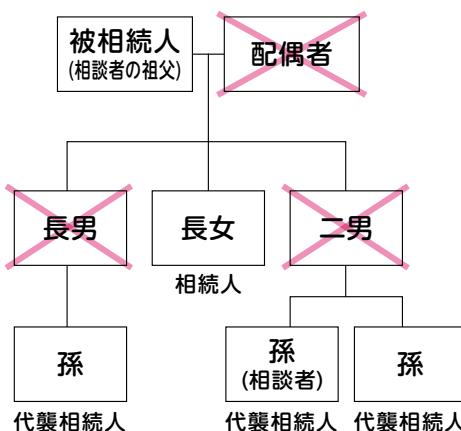
相続人となるべき人が被相続人より先に死亡している場合に相続人の子が代わりに相続人となることです。

解決策

このケースは対象となる祖父名義の土地・建物の権利関係をはっきりすることが必要です。全員の合意で相談者に名義変更ができれば問題はありませんが、複数の相続人の共有となれば、家のリフォームをするにも原則として共有者全員の同意が必要になります。土地や建物に関しては、関わる者が多いと話し合いがまとまらないことも考えられるため共有名義はよほど事情がある場合を除きお勧めしません。

相続手続きに関して、相続税の

祖父の相続関係図



解決プロセス

- ① 相続人調査及び相続人確定。
- ② 遺産分割協議書の作成及び署名押印。
(印鑑証明書の取得)
- ③ 不動産名義変更の登記を実施。
- ④ 相談者の名義になった後にリフォーム着手。

母とその成年後見人の私が共有している空き家を売却したい。

相談内容

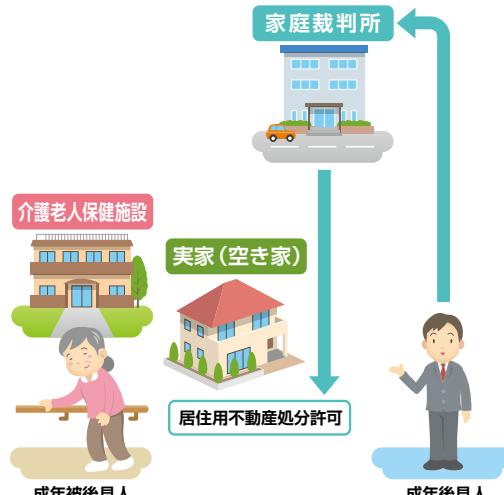
私は、認知症を発症している母の成年後見人です。実家での一人暮らしに困った母が妹宅へ同居するに際して成年後見人に就任したもので、現在実家が空き家となっています。妹の介護負担を考えると、いずれ母を施設入所させるしかないと考えていますが、年金加入期間が足りない母は、ほぼ無収入です。

そこで、実家を取り壊して、母、妹及び私の共有状態となっている敷地の売却代金を施設入所費用に充てたいと思います。

現状の課題

家庭裁判所の後見センターにも照会しつつ状況を整理していくと、次の課題が浮かび上りました。

①母の意思に基づく不動産売却についての委任条項が契約書上で明示された任意後見ならばともかく、法定後見では母の元居住場所売却には事前に家庭裁判所の居住用不動産の処分許可を得ておかないと損害賠償や売却の無効という問題を生じること



解決策

相談者は会社から転勤を命じられているので、それを理由として後見人を辞任し、後任に専門職後見人の選任を申し立ててもらうことにしました。その後、後任の専門職後見人が複数の宅建業者からの見積りを添付し、居住用不動産処分許可を申し立て、許可を得てから約1年、ようやくご実家に買い手が付きました。決済が完了し、お母様も当面の生活費及び施設入所費用を確保できたようで何よりです。

専門職後見人に抵抗感をもつ人も多いのですが、親族が行うには負担が大きい手続きを、職務上の義務として淡々と遂行していくことは、専門職後見人のメリットでしょう。

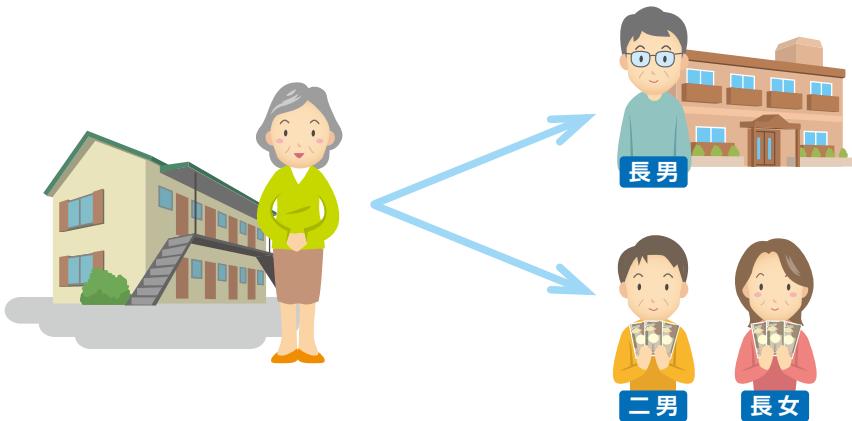


親族後見人

提案のポイント

- 法定後見では居住用不動産処分許可なき処分行為は絶対的無効。
- 親族後見では専門職後見よりも利益相反が問題となりやすい。
- とはいえ、親族後見人の辞任にも正当理由は必要。

空き家になった賃貸アパートの相続を「代償分割」により解決!



相談内容

母はアパートを所有し長年居住していましたが、2年前に死亡し、そのアパートはすべて空き家（8室）となりました。

今後どうすればいいか相談したいのですが…。

「代償分割」とは？

遺産分割の方法として、現物を特定の者が取得し、その取得者は他の相続人にその具体的な相続分に応じた金銭を支払う方法。

現状の課題

相談者は長男です。都内にあるそのアパートに隣接したところに持家があり、二男、長女ともそれぞれ別に持家があります。尚、相続人は兄弟3人です。

このアパートは築47年経過しており、傷みが激しくこのままでは借り手はありません。取り敢えず共有名義にしておいて皆でお金を出し合いリノーヴルして賃貸するか、新築の賃貸住宅を建てるか、もしくは現状のままで売却し相続するか意見が纏まらず、そのことが原因で兄弟間の関係が気まずい状態となってしまっています。

解決策

相談者である長男にここに至る詳しい経緯を伺うと、どうやら二男、長女は結論としては現金が欲しいようです。

長男は公務員を定年退職してそれなりに蓄えがあることも確認できましたので、母所有のアパート（土地・家屋）は共有名義にした場合のリスクを考慮し長男単独名義にして、『代償分割』によって二男、長女に現金を渡して遺産分割し、いずれ長男の子供の名義でローンを組みワンルームマンションに建て替えたらどうかと提案しました。

当初から金銭面でなかなか折り合いがつかず時間がかかりましたが

解決プロセス

- ① 相続人の話をじっくり聞く → 相続人それぞれの希望を正確に把握。
- ② 将来の建替え・売却時に合意形成が課題とならないよう、共有名義にはせず、単独の所有となるような方法を考える。

提案のポイント

- 長男以外の相続人の希望である現金での受領を叶える代償分割を提案。
- 長男以外の相続人が満足する金額に至るまで根気強く交渉を続ける。
- 建替えに関して、助成金などの活用を提案し資金の負担軽減を図る。

二男、長女ともそれぞれ受け入れ無事解決に至りました。

その後、建替えの実現に向け区役所で調査を開始し、同地域が不燃化特区に指定されており老朽木造建築物の除却は全額助成の対象であること、かつ耐火・準耐火建築物の建築設計費及び工事監理費に一定の助成が適用され経費削減に繋がり、熟慮を重ねた末、丸2年の歳月を要して念願のワンルームマンション（6室）の完成に至りました。

まずは信頼できる行政書士等の専門家に相談することが問題解決の近道ではないかと思います。

共有名義の家を売却したいが 共有者が売却に反対している。

相談内容

数年前に親の家を私と兄弟姉妹の数人で相続し、共有名義で登記をしました。

現在は、その家に誰も住んでいないえ維持管理の負担が厳しいの

で売却したいと思っています。

ところが、共有者の一人が売却に反対しています。どうすれば良いでしょうか？

解決策

共有者に一人でも売却に反対している人がいる場合、共有している不動産の全体を売却することはできません。

売却に賛成の共有者のみでその持分を売却することができますが、買い手が見つかる可能性は低いと考えられます。ただし、不動産業者のなかには共有持分を専門としている買取業者もあるようです。

まずは、売却賛成者の共有持分を売却反対者に買い取ってもらうか、売却反対者の共有持分を売却賛成者の

誰かが買い取ることについて、共有者全員で話し合いが必要です。

共有者全員での協議がまとまらない場合は、共有物分割の調停または共有物分割請求訴訟を起こすことにならざるを得ません。

その際は、弁護士等の専門家とよく相談をして方針を定める必要がありますが、大切なことは、調停や訴訟に踏み切る前に、売却に反対している共有者に対して、現状維持のデメリットと売却のメリットを根気強く説明することです。

提案のポイント

- 共有持分のみの処分は困難。
- 現状維持のデメリットを根気強く説明。

(column_01)

「デジタル遺品」を考える

あなたの死後、自分のPCやスマートなどのデジタル機器がどうなるか、考えたことはありますか？「絶対に見られたくない」「写真や動画などの思い出は家族に残したい」など、思いはさまざまでしょう。

デジタル機器の財産的価値は不動産とは比べべくもなく、相続の話と言えばもっぱら不動産や預貯金のことばかりで話題にもなりませんが、当然相続の対象です。それらは「デジタル遺品」と呼ばれ、ご遺族の悩みの種となることがあります。

【アカウント情報等】

- ・SNSやブログのアカウント
- ・HPのレンタルサーバ、ドメイン情報

【セキュリティ関連】

- ・クレジットカード情報
- ・ネットバンキングのログイン情報
- ・ネット証券の口座情報

【個人情報関連】

- ・メール、写真、動画

【利用サービス】

- ・ダウンロードした音楽、映画など
- ・購入した電子書籍
- ・有料オンラインゲーム、有料アプリ

【法律の問題】

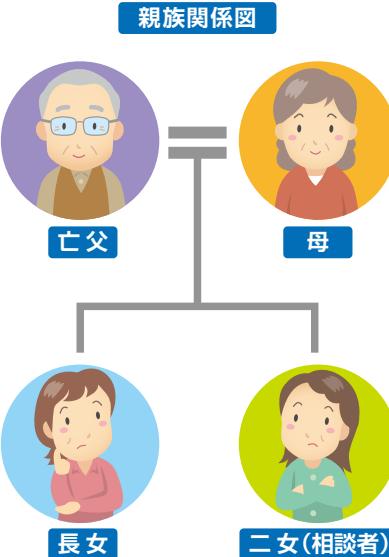
- ・「プライベートなものを勝手に見ていいのか？」
- ・「そもそもロックを解除していいのか？」



デジタル機器を処分するに先立ち、いろいろと考えることが出てきます。もっとも、ご家族はあなたがどのようなサービスを利用していたかご存知ない場合もあるでしょう。アクセスしないままにしてしまうと、トラブルとなるリスクもあります。

「デジタル遺品」が残されたご家族の負担にならないための対策としては、パスワード等の必要事項をまとめておき、万が一のときにはそれをもとに契約解除などの対応が可能ないようにしておくことがお勧めです。また、家族に「見られたくないデータ」と「残したいデータ」を分けておくとよいでしょう。ただ、専門的な知識が必要かもしれません。手っ取り早いのは、「見られたくないデータ」を消去することです。

費用負担少なく、実家をリフォームして賃貸するには？



相談内容

私の実家は、昭和40年代に母名義の敷地に父が建物を建てた家です。父が亡くなり、母は私の近くのマンションに引っ越し、空き家になりました。母の生活用品は運び出しましたが、家財・不用品はほとんどそのままです。しばらくは親族が利用したり、姉と交代で管理をしておりましたが負担になってきました。空き巣に入られたこともあります。防犯上や近隣への迷惑などを考えると今後どのようにしたらよいでしょうか？

利用する予定はないのですが、のまま放置するのは忍びないです。

現状の課題

人気の私鉄沿線駅徒歩10分圏内に立地している建物は、築古で旧耐震基準ですが、躯体はしっかりしています。ただ、建物の表題登記・所有権保存登記がされておらず、建物内には家具・家財・不用品がそのまま放置されています。相談者の母親は判断能力があるけれど高齢だそうです。

相談者はご両親が大切にしてきた土地・建物には思い入れがあり、できるだけ自己負担とリスクの少ない方法を検討したいそうです。

可能であれば土地・建物を保有し続けたいが、維持管理の負担や防犯上の心配などの負担から解放されたい。また、母は高齢なので、手続きなどで母に負担をかけたくないという意向です。

解決策

利活用をするには建物の名義変更が必要ですので、まず、建物は長女と二女の共有名義で建物の表題登記・所有権保存登記をしました。また、公的助成金等を活用し耐震診断・耐震工事を施しました。

資金面では不動産業者がリフォーム工事代を立替、管理委託契約と賃貸借契約をし、賃料の中から、リフォーム工事代金を返済することにしました。家賃の利益から固定資産税等の所有者の負担経費分が手元に残るようにし、家を手放さずに所有者の負担を軽減するに至りました。賃貸借契約



にはトラブルがつきものです。信用のある業者、地元で地道に営業している業者を選択し、契約内容と履行の厳重な確認が必要でしょう。

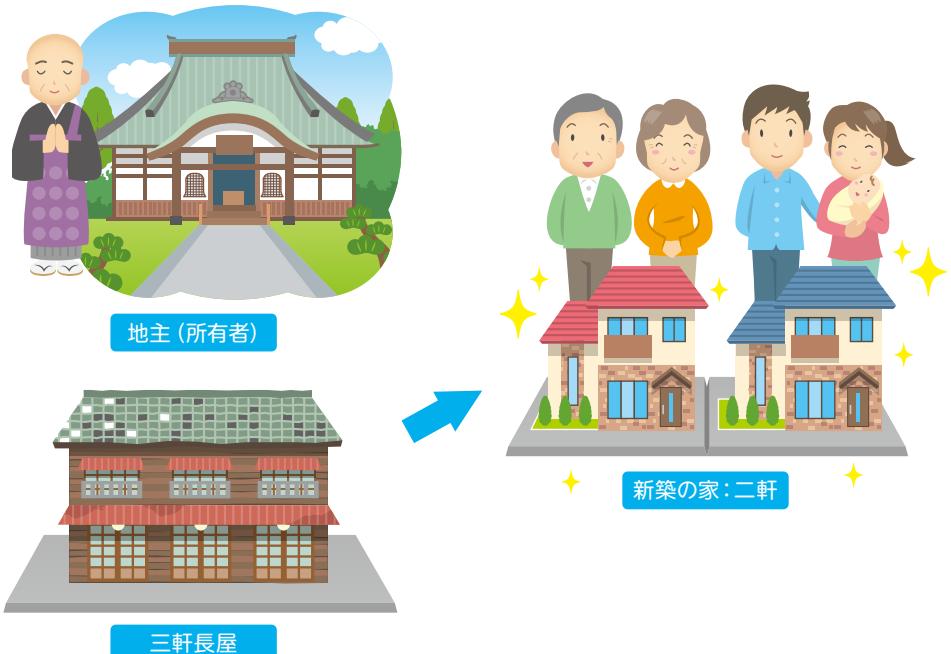
解決プロセス

- ① 建物名義は家族の合意で長女と二女の共有名義とする。
- ② 耐震診断・耐震工事をする。（公的助成金等の活用）
- ③ 不動産業者が工事費等を一旦負担し、工事完了後賃貸借契約。
- ④ 不動産業者は入居者を募集し、賃貸経営（定期借家契約）をする。
- ⑤ 固定資産税等の負担は賃料で賄う。

提案のポイント

- ご家族の家への思い入れを大切にする。
- 家族間での丁寧な話し合いをする。
- 誠意をもって、きめ細やかな対応をする業者を選定する。
- 長期的な視点で計画を立てる。
- 利回り等の数字ではなく、所有者のこだわり・価値観を重視する。

借地上の三軒長屋の1室を相続。 狭小物件でも諦めず解決に。



相談内容

借地上の古家を独身の弟から相続したが、台風の日、屋根の一部がはがれ飛んで、近隣から苦情が来るようになりました。解体してお寺さんに土地を返すにも、85歳の私は歩くことも困難で一人で解体業者と交渉することもできません。

どうしたらよいでしょうか？

現状の課題

- ①昭和24年築の古家で傾き始めしており、弟亡き後10年以上放置し人が住める状態ではありません。
- ②土地は借地で、家は隣と壁がつながっている三軒長屋の形状です。相続した1室は30m²弱の狭小物件です。
- ③地主のお寺さんは、仮に古家を解体して土地を返却されても、狭小な土地でメリットはないということです。

解決策

土地は幸い高台の角地で住宅地として人気のある場所で、借地でも売却のできる土地でした。そこで、建売業者に査定してもらうと、敷地が約30坪あり三軒まとめてであれば二軒の家が建つので、それなりの金額が出せるとのことでした。そこで、相談された行政書士は隣の住人を調べました。隣の住人は既に施設に入っており、家に帰る可能性がないこと、娘さんたちはその家に住む予定はないことなどがわかりました。

また、その先の隣は人が住んでおらず、倉庫として使用していました。

そこで、それぞれに売却の意思がないか、確認したところ、建売業者が出した価格なら売却してもよいとのこと。土地の所有者であるお寺さんの住職に事情を話し相談すると、快く借地の売却を承諾してくれました。

登場人物が多いだけに意思を統一し実行するまでに2年を要しましたが、専門家が間に入ってまとまりました。

解体費を出しても充分お釣りを得ることができ、建物管理の心配もなくなり、相談者からはあきらめずに相談してよかったですと感謝の言葉をいただきました。

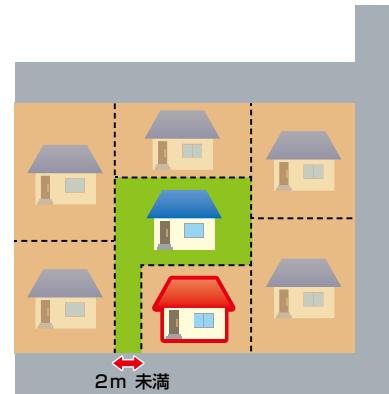
提案のポイント

- それぞれの当事者に直接会い、丁寧に話を聞く。
- 売却が可能とわかったら、査定してもらう。
- それぞれの当事者の意思統一をはかる。
この際、あせらず時間をかけ、それぞれの希望を最大限聞くことを心がける。

接道要件を満たしていない 空き家を売却できますか?

相談内容

父から相続した実家を売却したいと思い、不動産会社に相談しました。すると「この物件は接道要件を満たしておらず、いわゆる再建築不可物件なので、売るのは難しい。」と言われました。どうしたらよいでしょうか?



解決策

相談者は相場より低い売買価格も覚悟していたので、良好な関係である隣家への売却を提案しました。隣家は旗竿地価格で購入でき、購入後は敷地全てが接道要件を満たす土地となりました。実家の建物は隣家が当分物置代わりに利用するとのことで、解体費用の負担がない分、安い金額で売買契約を締結し引き渡しも無事完了しました。

提案のポイント

- 物件の事情を理解している隣家への売却は後々クレームになることが少ない。
- 不動産取引は専門性を要するので、安全・円満・円滑な取引のためには、信頼できる宅建業者を活用する。

隣地境界が不明な空き家はどうしたらいいの?

相談内容

私の母が祖父から相続した家の売却を考えています。隣地との境界に古い塀があり、祖父は「うちで建てた塀」と話していましたが、隣地の方には「塀は境界に設置されており、共有のものだ」と言われました。測量図等の書類も見つからず、売却するにはどうしたらよいのでしょうか?



解決策

隣接する全員の立会いのもと、測量士が測量を行い境界を確定。全員が署名押印した「境界確認書」を互いに保管し、塀の権利関係や今後の保守・管理・修繕の負担を確認しました。宅建業者とは、測量・建物解体・塀撤去費用を考慮した金額で売買契約を締結し、新たに敷地を購入する業者が、境界線上にある塀を建物の解体時に一緒に撤去し、建物新築時にこちら側の敷地内に新たに設置することになりました。

現状の課題

相談者側も隣地も所有者が変わり、境界標が見つからず正確な境界が不明です。塀の補修や管理責任もどちらが負うのか不明確のままです。

提案のポイント

- 合意内容・確定内容等は必ず書面にして保管し、お互いの承継者に引継ぐ。
- 相手側の測量士・不動産会社等のプロと交渉する時は、こちらも専門的な実務家にアドバイスを求める。

マンション所有者が施設に入所、管理費等負担が増えるばかり。



相談内容

母親が施設入所し、居住していたマンションが空き家となっています。入所施設の費用や所有マンションの管理費、修繕積立金及び公共料金を毎月支払わねばならず、母親の所有現金等資産が減る一方で、負担だけが増えています。長期間施設に入所すると経済的負担が増すばかりです。さらに今後、母が死亡した時に備えてどのような対策を取つておくべきか、教えて欲しいです。

現状の課題

兄弟三人共に母の住まいや入所施設より遠いところに離れて住んでおり動ける人がおらず、売却、賃貸をするにも方法、手順が不明。将来母が死亡した時に備えて、生前取るべき方法が不明。

解決策

まず、施設に入所している母親が今後自宅に帰ることができるかどうか確認します。このまま施設に入所するなら、費用負担を減らすため、売却、賃貸等何らかの処分を考えるべきです。物件所在自治体の「空き家バンク」に登録するか、または物件所在地の地元不動産業者の団体（宅建協会、全日不動産協会）から業者を紹介してもらいます。また、マンションの管理組合に相談して、管理組合で集会室や娯楽室等に利用するため買い取り、借りる可能性があるか聞いてみます。

売却、賃貸する場合ペットを飼うことが可能か、転貸できるか、事務所としての使用制限があるか等管理規約に記載してある条件の内容を確認する必要があります、これらは不動産業者に依頼し調査してもらうことも可能です。売却や賃貸する場合売買価格、賃料、仲介手数料や税金がどれくらいか不動産業者や税理士に相談して確認することが大事です。

今後の対応策として相続発生後直ちに処分できるよう誰に相続させるか遺言書を作成しておくことをお勧めします。

解決プロセス

- ① 不動産業者に管理組合への問い合わせを依頼する。
- ② 物件所在自治体に「空き家バンク」の有無を確認し登録する。
- ③ 今後の対応策として所有者である母親に誰に相続させるか遺言書を作成してもらう。
- ④ 母親が自宅マンションの処分を希望している場合は、不動産業者等に相談し、売却もしくは賃貸する。

提案のポイント

- 空き室になったら、できるだけ早く対応策を家族で協議し、決定する。
- 今後の対策として、母親に判断能力があれば、意向を確認して任意後見契約締結と遺言書を作成しておく。
- わからないことや疑問点は、すぐに行行政書士等専門家に相談し確認する。

空き家バンクに登録しよう!

もし、ご自分の実家が空き家になつてしまつたら、と考えたことはありますか?都内の立地の良い場所ならば、売却や賃貸、利活用の可能性もあるでしょう。しかし、実家が地方の場合は、思い出深い住まいの対応は遅々として進まないのではないでしようか。使用しない住居は傷みも激しく、老朽化に拍車がかかってしまいます。

一方コロナ禍で働き方に変化が起こり、住まいに関しても新しい選択が生まれています。都会を離れ地方に移住する暮らしを選ぶことができる時代になりました。

では、どのような手段で自分の希望に沿う地方や住まいを探すことができるのでしょうか?

国土交通省は、各自治体に設置されてはいるものの、活用実績の少なかった空き家バンクの空き家等情報の標準化・集約化を図るために、「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援し、民間の2事業者を選定して平成30年よりサイトの本格運



用を始めました。サイト内ではその地域の特徴を紹介し、各自治体で支援している仕事・子育て・結婚・出産・住まい購入などに対しての補助金や助成金が紹介され、まだまだ物件数は少ないですが、古民家で暮らす、温泉が好き、お試し移住体験等と目的に応じた検索も可能です。

空き家だった実家が、新しい暮らしの場所として蘇ることはとても望ましいことです。ずっと手を付けずに放置している実家を、多様化する新しいライフスタイルを求めて住まいを探している方のために、思い切って空き家バンクに登録してみるのも一案ではないでしょうか?

外国人^{※1}と暮らすダイバーシティ 外国人に住まいを貸すときの心構え

外国人に住まいを貸す時、どんな問題が起こり得るのでしょうか。一番大きな問題は、やはり言語です。コミュニケーションが上手に取れず、文化の違いから、生活習慣のルールが理解できないため、トラブルが発生しがちです。パーティー好きの外国人が夜遅くまで大声で騒いだり、ゴミ出しのルールを守らなかつたりとご近所トラブルの原因になります。他にも、勝手に友達が何人も住み始めて賃借人が変わってしまったり、DIY好きで許可なく部屋を大改造してしまったりなど、日本人では想像できない事態が発生します。

このようなことを回避するには、まずオーナーが外国人としっかり面談し人となりをよく確認すること、また賃貸借契約を結ぶときに重要事項を外国人がきちんと理解するまで、「やさしい日本語^{※2}」で何回でも繰り返し説明することが不可欠です。国土交通省の「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」



の14か国語に翻訳されている書式を活用するのも効果的です。さらに連絡の取れるしっかりした連帯保証人や保証会社をつけ、期間更新できない定期借家契約を検討することも一案です。

これから日本は、国籍、宗教、民族、文化等の違う外国人を受け入れて、多文化共生社会を実現していくなくてはなりません。真のダイバーシティを作るためには、外国人に限らず相互理解を深める交流の場を持ち、違いを受け入れる環境を整備して覚悟をもって取り組んでいく努力が必要です。

※1 過去3カ月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人

※2 日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語

私一人に実家の空き家管理が! 母に遺言書を残して欲しいが…。

相談内容

私は二人姉妹の二女です。10年前に父が亡くなり、遺産は母がすべて相続しました。遺産には実家(土地・建物)も含まれており、相続した母名義に登記済みです。姉も私も結婚し実家を出たため3年前から母はそこで一人暮らしをしていましたが、1年前に病を患い入院してしまいました。今のところ退院の見込みはなく、もし退院したとしても施設に入所する予定です。

母が入院してから実家は空き家状態となっているわけですが、その管理は近くに住む私が事実上一人で行っています。姉は遠方に住んでいて仕方がない面もありますが、私だけが負担を抱えるのは不公平な気がして…。

何かよい方法はないでしょうか?



現状の課題

実家を今後どのようにしていくのか、家族でよく話し合うことが重要です。方向性としては、①現状のままにしておく、②姉妹のいずれかが住む、③売却する、④賃貸するなどが考えられます。そして、相談者の不公平感を解消する手立てではないか検討します。

公正証書遺言

形式	遺言者が内容を口述し公証人が作成する。 証人が二人以上必要。
特徴	・専門家と作成するため内容に不備がない。 ・原本は公証役場に保管するため、紛失や隠匿等の心配がない。 ・家庭裁判所の検認が不要。
手数料	遺言書に記載する財産の価額に応じて一定額を支払う。

解決策

実家を今後どのようにしていくか考えましょう。現状のままにしておくのでしたら、相談者が管理を続けるのか。もし、相談者が実家の管理を続ける場合、実家は相談者に相続させるのも一つの考え方です。また、売却する場合は、そのままの状態で売却するのか、建物をリフォームして売却するのか、建物を解体し更地にして売却するのか。売却や賃貸などは、収支のシミュレーションも併せて行なうことが大切です。

そして、相談者の不公平感を解消する手立てとして、介護や空き家の管理等でより負担を負った者に配慮

する内容の遺言書をお母様が作成することも解決策の一つです。ちなみに、遺言書には種類があり、公証役場で作成する公正証書遺言と自ら作成する自筆証書遺言がありますが、自筆証書遺言のデメリットであった紛失や隠匿等を防止する自筆証書遺言書保管制度が令和2年7月から始まりました。

実家に関しては、お母様と姉妹でよく相談し、必要でしたら専門家に相談しましょう。また、遺言書に関しても、専門家の客観的なアドバイスでよりバランスの取れた内容が作成できます。

提案のポイント

- 母、姉と相談者で、実家をどのようにするか方向性をじっくり話し合う。(現状のまま? 住む? 売却する? 賃貸する?)
- 判断材料として、信頼できる不動産業者に、売買価格の査定や、リフォームして賃貸した場合のシミュレーションなどをもらう。
- 相続時の姉妹のトラブルを避けるためにも、母親が遺言を残しておくことが望ましい。

自筆証書遺言書保管制度

概要	申請すれば法務局で自筆証書遺言書の保管等をしてもらえる。
メリット	・遺言書が形式的に無効となることを防止できる。 ・遺言書の紛失や隠匿等を防止できる。 ・遺言書の存在の把握が容易となる。 ・遺言書の検認が不要となる。
保管の手数料	一件につき3,900円

地方に実家がある私。親や家のこと、空き家予備軍にならないために。



相談内容

私は、二人姉妹の妹です。地方に住む両親は今は健在ですが、姉妹ともども東京で結婚していて実家を継ぐ者はいません。

将来実家はどうしたらよいでしょうか？また、位牌やお墓はどうすればよいでしょうか？

現状の課題

今後一番の課題は実家をどうするかということです。今は両親が健在で生活拠点となっている実家ですが、両親が亡くなったり、介護が必要になり施設へ入所することになれば、空き家となります。

今後、施設入所の費用や入院費用が必要になったときに賃貸もしくは売却といった話になる可能性もあります。両親が健在な現時点で、いざという時のために実家をどうするのかを姉妹でよく相談して両親に伝えておくことが必要です。

解決策

地方の空き家は利活用をするにしても、売却するにしてもなかなか思うようにできないのが実情です。このケースの場合、実家を継ぐ者はいないとのことで、空き家になることが目に見えています。今のうちからお正月などに帰省した時に、一緒に「エンディングノート」を書いてみるとか「終活」について思い切ってご両親と相談してみることをお勧めします。

また、両親の施設入所の費用を捻出するために実家を処分せざるを得ない状況になるとや成年後見制度を利用することも考えておかなければなりません。事前に公正証書を作成して意思能力がなくなつたときに発効する任意後見制度もありますが、遠方に住んでいる場合は子供といえども後見人等に就任

するのは難しいので、可能であれば近くにいる親戚に前もって話してお願いしておくことも必要です。

実家や墓をどうして欲しいのか話し合い、両親には遺言書を作成してもらうことも必要です。公正証書で作成してもよいですし、自筆遺言証書を法務局で保管する制度も始まっています。

お墓の承継者がいない場合は、墓じまい（靈園やお寺へ使用権をかえすこと）をして改葬（他の場所に遺骨を移す）するか、お寺に永代供養をお願いすることになりますが手続きは煩雑です。位牌を持っていけない場合は、菩提寺の住職にお願いして供養してもらうことができます。

解決プロセス

- ① 両親の健康状態（介護が必要であればその状況）を把握しておく。
- ② 両親の近所に親戚がいれば、その人たちとのコミュニケーションを取っておく。
- ③ 姉妹で実家やお墓をどうするかを相談しておく。
- ④ 「終活」に向けてエンディングノートや遺言書を両親に作成してもらう。

「家」とは誰のものか

2020年初頭から世界を揺るがして来た新型コロナウイルスが、漸く落ち着きを見せてきました。ここ数年、ウイルスが世界を席巻した危機に社会はどうに対応してきたのでしょうか。職場はリモートワークに、教育現場でもIT機器によるタブレット教育の試みが図られ、デジタルトランスフォーメーションが各分野に進もうとしています。では人間同士の接触交流の基礎である家族の集まる「家」はどうなるのでしょうか？経済や情報はデジタル化しても「人間が集合する」リアルでの家の意味が問い合わせられます。

不動産である「家」は日本人にとってかけがえのない財産です。明治22年(1889年)制定の明治憲法27条で国民に「所有権」が認められ、その後明治29年(1896年)制定の民法86条で土地及びその定着物(家など)は不動産とすると規定されました。そして不動産登記法により土地と家屋は国に公証された私有財産となつたのです。

その後、第二次世界大戦を経て、戦後の復興と経済発展の中で、国は持ち家政策を勧め、「戸建て持ち家」を構えることが庶民の夢とされてきました。企業戦士の夫と専業主婦の妻、子供二人のモデル家族構成が、長く国の税制や社会福祉施策の基本となっていました。

しかし戦後75年が経ち、明らかに社会は変貌しました。少子高齢社会の日本では、1億2千万人の国民の4人に一人が、65歳以上の高齢者です。今後数十年は亡くなる人が多くなり、家や土地の相続が多数発生します。戦後の新民法の下で、子供たちは均等相続となり、遺産分割協議で様々な齟齬が生じてきます。

家族が暮らしてきた不動産である財物としての「家」の継承の在り方が、まさに問われているのです。

また、「家」はそこで暮らす家族構員の心の拠り所であり、個人を支え保護する社会環境もあります。乳幼児から高齢者までが集い文

化を継承するコミュニティです。

それ故、「家」は文化的な意味でアイデンティティーの基盤であるという個人的側面と同時に、日本の伝統文化継承の社会基盤であるという二面性をもっているのです。安全かつ美的に整備された良き地域環境も要請されるのです。

21世紀に入り、「家」を構成する家族集団の在り方も、多様化しました。法定婚夫婦と血族実子家族だけではなく、事実婚の家族や、再婚してそれぞれの連れ子で構成する家族、またシングルマザーと子供だけの家族、LGBTの人たちが作る家族など、多様な人格の結びつきによる助け合いの共同集団が、ひとつの家で暮らし、地域社会にも溶け込んでいく例が増えていきます。さらに、日本で働く外国人が多数集住する地域では彼らの異文化・異生活習慣を尊重しながらも、日本の従来の地域社会と調和する新しい複合文化の社会を作り出す努力が求められます。人々が安心して生活し、新たな活力を得て再生する場としての「家」の100年後の

「くらし」を見据えた市民文化の創生が求められています。

喫緊の課題としては、高齢者世帯と単身者世帯の著しい増加です。

住まない、使わない家は放置され、相続登記を経ない土地の多くが所有者不明土地として放棄されているのが今日の状況です。

日本は、大化の改新後の飛鳥・奈良時代の律令制で公地公民制(646年)がスタートして以来、土地は国のもとでした。その後、様々な変遷を経て、明治に憲法、民法が制定されて、私人に土地の私有が認められたのです。しかし真に、個人の不動産に個人の所有権が明記されて約130年。土地建物に国民の手が届くようになったのは戦後の持ち家政策による僅か70年足らずなのです。

相続人不存在、また所有者不明土地などの不動産の管理問題がクローズアップされていますが、せっかく獲得した国民の不動産所有権を、血族相続人に限らず、多様化する家族集団や社会集団の責任ある管理権者に引き継ぎ、市民の知恵で新たな利活用の道を開く工夫が、今私たち市民に求められています。



空き家にしない効果的な事前対策

東京都行政書士会空家対策特別委員会委員長 津田 陽一

空き家になって売買、賃貸等処分しようにもなかなかスムーズにことが運ばず悩むことがないよう、事前予防の効果的な対策をお話しします。

1 まずどうして空き家になるか、その原因は大きく分けて2つあります。

case① 所有者が高齢で判断能力を喪失し自宅で生活できなくなり、施設入所や子供と同居するため転居し不在のため。

case② 所有者が死亡し相続が発生したが、相続人間で遺産分割協議が合意できず、複数人の共有状態で誰が住むか、売却等処分するか未定のため。

2 効果的な事前対策には、どのようなものがあるでしょうか。

case① の事前対策

所有者に判断能力があるうちに、遺言書を作成すると共に任意後見契約を締結しておくことが事前対策として効果的です。

遺言書を作成し、所有者である両親が死亡した場合、誰が相続し所有者になるか定め記載しておけば、空き家になることを防ぐことができます。

遺言書としては、自筆証書遺言、公正証書遺言の作成が一般的ですが、遺言書の文案をどうするか、公証役場に提出する書類を収集するのが面倒とか困った場合には、我々行政書士にご相談ください。

自筆証書遺言の法律要件や必要書類である戸籍謄本、登記事項証明書等の調査、収集、公正証書遺言作成のサポートもいたします。

また、所有者が判断能力を失い自身で売却等処分ができない場合に備えて、身近な家族や親戚もしくは行政書士等の専門家と任意後見契約を締結しておくことです。任意後見契約を締結すると、後見人に売却等の処分（契約）をしてもらうことができます。

case② の事前対策

case①と同様遺言書を作成しておくことが、効果的な事前対策となります。ただし、建物及び建物所在土地の相続人が、相続後の使用、売却等の処分がスムーズにできるように数人の相続人に相続させる共有名義での相続ではなく、一人の相続人にすべて相続させる単独相続として遺言書に記載しておくことです。単独相続であれば、相続人自身が住まいとして使用するか、売却等処分をするかの決定が早く「空き家」になることを防ぐ可能性が高くなります。

以上のように事前に遺言書の作成、任意後見契約を締結しておくことが「空き家」にしない効果的な事前予防対策です。

3 遺言書作成については「仲の良いうちの家族に限って相続で揉めることはない」として作成しなくてよいとお考えの方がいるかもしれません、家庭環境が変化しますと予期しないことが発生する可能性がありますので、死後も憂いを残さないためにも作成することをお勧めします。

任意後見契約は日頃なかなか馴染みのない言葉で、すぐ理解できない方多くおられるかもしれませんが、契約内容や作成の仕方について詳しく知りたい方は行政書士等専門家にご相談ください。

人生100年時代と言われて久しいですが、長生きしても、せっかく所有者ご自身が購入し、長年住んだ建物を「空き家」として放置しますと「負動産」として資産価値が減少してしまいます。

最終的には費用を負担して建物の「解体」処分をすることになりますから、ぜひ「空き家にしないための事前対策」をしておくことをお勧めいたします。

空家対策特別委員会の活動紹介



行政書士はあなたの街の法律家

こんな時は行政書士にご相談ください！

■ 遺言・相続

自筆証書遺言・公正証書遺言の作成相談、サポート、遺産分割協議書、法定相続情報一覧図等の作成



■ 成年後見

法定後見申立支援、任意後見契約書の作成相談、支援、成年後見人等の受任



■ 契約書作成・クーリングオフ・内容証明

不動産売買・賃貸借契約書、クーリングオフ通知書、内容証明郵便の作成など



■ 運輸・交通

車庫証明、運送業経営許可・届出、出張封印、名義変更など



かかりつけ行政書士に相談しよう！

行政書士は、弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、宅地建物取引士などの他の専門士業の皆様とネットワークを組んで対応いたします。

行政書士はあなたの身近な相談相手です。お気軽にご相談ください。



行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や補助金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

■ 各種営業許可

建設業・宅地建物取引業・産業廃棄物処理業・風俗営業・飲食店営業・民泊・倉庫業・古物商など



■ 外国人在留資格

在留資格更新・変更、永住許可、国際結婚、招へい、帰化など



■ 会社設立・各種法人設立

株式会社・合同会社・一般社団、財団法人・NPO法人・医療法人など



■ 各種補助金申請

国、地方公共団体、民間団体への補助金申請書類、実績報告書の作成など



空き家に関するご相談は、東京都行政書士会へ

東京都行政書士会 ☎ 03-5489-2411

空家問題サポートセンター 受付時間 12:30~16:30 (土・日・祝日を除く)

URL : <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/conference/index.html>

E-mail : jimukyoku@tokyo-gyosei.com



空き家対策広報誌「家」とくらしの未来 改定にあたって

現在都内に約80万戸の空き家が存在するといわれ、空き家の減少と介護施設等への転用や賃貸借や民泊等への利活用をできないかが課題となっています。

東京都行政書士会では、平成28年4月に空き家対策特別委員会を設置して市民相談センターでの電話無料相談を開始し、同年6月に東京都と「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結し対応してきました。平成30年度より「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の業者に選定され、令和5年度も選定をいただき、都内各所でセミナー・フォーラムの開催と個別の相談会を実施し、空き家問題で悩む都民に向き合っています。さらに、毎日の電話相談と全支部が行う区市町村役所での相談でも担当役員が悩む方に向き合い相談を重ねてきました。解決事例にもありますが、地方の実家が両親の相続等により売却やリフォーム、賃貸借など利活用の促進を願い、相談者に寄り添い対応しています。支部を含む役員各位に心から御礼申し上げます。

昭和の高度経済成長時代に建築された住宅が、高齢化の進展で一つの役目を終え、空き家になる事例が多数発生して次世代社会に大きな問題を提起していると感じます。空き家は様々な課題を包含する複合問題であり、解決のためには、多くの専門家の連携協力とコーディネーター役が必須であり、その役目は行政書士が最適任と考えます。

「空き家で悩む都民」に最適な本誌が改定されることを心から歓び、大いに活用されることを願っています。執筆と編集にあたった先生方、役員各位に心から感謝申し上げ改定版発刊の言葉といたします。

東京都行政書士会
副会長 空き家対策担当 田崎 敏男

「家」とくらしの未来

2023 あなたの家を空き家にしないために

令和5年10月 第4版発行

発行人 東京都行政書士会
会長 宮本 重則

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL:03-3477-2881 FAX:03-3463-0669
<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

東京都行政書士会空き家対策特別委員会委員

執筆者 石井 則子	石田 裕子
河口 良伍	佐々木 由美子
鈴木 俊行	津田 陽一
戸田 光昭	長谷川 直子
谷治 博史	(50音順)

初版執筆者 青木 直彦 小島 晴美
(50音順)

改訂編集者 石井 則子 石田 裕子
長谷川 直子 (50音順)

印刷・編集協力 株式会社ウイズPT

本冊子掲載のイラスト、図の無断複製・転写・借用などは著作権法上の例外を除き禁じます。

非売品